

市内介護サービス関係事業所 様

保健福祉部介護保険課長 大志田 佳子

社会福祉施設等の利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合等の対応
について（依頼）

このことについて、厚生労働省から別添**介護保険最新情報 vol. 764** のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。また、令和2年2月4日付け、新型コロナウイルスへの対応等について依頼しておりますが、上陸拒否の対象者の拡大等を受け、厚生労働省から新たに通知がありましたので、今後は、次のとおり対応されますようお願いいたします。

感染拡大防止のためには、感染症対策マニュアル等を参照して対応するだけでなく、一人一人の咳エチケットや手洗いなどの実施が重要となりますので、感染症対策に努めていただきますようお願いいたします。

なお、盛岡市では、新型コロナウイルス感染症「盛岡市帰国者・接触者相談センター」を開設していますので、下記を参照していただき、適切に対応されますようお願いいたします。

記

1 留意事項

別添の令和2年2月13日付け介護保険最新情報「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について」を参照してください。

なお、おおむね過去14日以内に湖北省又は浙江省から帰国した職員等（当該地域から帰国した者と濃厚な接触をした職員等も含む）がいる場合、施設長は、すみやかに市区町村に対して、人数、症状、対応状況等を報告するとともに、発熱等の症状により感染が疑われる職員等がいる場合は、保健所に報告して指示を求めてください。

2 感染拡大の防止

別添の令和2年2月14日付け介護保険最新情報 vol. 761「社会福祉施設等における新型コロナウイルスへの対応について（その2）」を確認してください。感染対策マニュアル等を参照しつつ、一人一人の咳エチケットや手洗いなどを実施することが重要となります。vol. 761 別添の啓発ポスターの掲示等、職員や子ども、障害者及び高齢者並びにこれらの家族等に対する情報提供並びに感染症対策に努めていただくようお願いいたします。

3 人員基準について

新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等が想定されますが、この場合について、介護報酬、人員、施設・設備及び運営基準などについて、柔軟な取扱いが可能であることが厚生労働省から示されましたので、御了知いただきますようお願いいたします。なお、具体的な取扱いについては、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報

酬等の取扱いについて」(令和元年 10 月 15 日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)を参考にします。

4 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

別添の令和 2 年 2 月 17 日付け介護保険最新情報 vol. 763『『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について』のとおりです。貴事業所において情報共有をお願いいたします。

5 新型コロナウイルス感染症に係る「盛岡市帰国者・接触者相談センター」について

流行地への渡航歴や居住歴、感染が明らかな方との接触歴等があり、発熱、咳等の呼吸器症状がある方からの相談及び受診先医療機関の調整、紹介等を行います。詳細については、下記から確認をお願いいたします。

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kenko/1029832/1029823.html> (広報 I D : 1029823)

6 その他

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、貴事業所におかれましても、関連ホームページ等での情報収集に努め、適切に対応されますようお願いいたします。

○盛岡市公式ホームページ 新型コロナウイルス感染症に関する情報

<http://www.city.morioka.iwate.jp/kenkou/kenko/1029832/index.html> (広報 I D : 1029832)

○ワムネット (トップ>行政情報>介護>介護全般>「介護保険最新情報」)

<https://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail-list?bun=020060090>

○「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

○マスクについてのお願い (厚生労働省ホームページ内)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000594878.pdf>

○一般的な感染症対策について (厚生労働省ホームページ内)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf>

○手洗いについて (厚生労働省ホームページ内)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593494.pdf>

○咳エチケットについて (厚生労働省ホームページ内)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593495.pdf>

○新型コロナウイルスに関する Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

※随時更新されますので、確認をお願いいたします。

【担当】

介護保険課事業所指定係

Tel:019-626-7562 (ダイヤルイン)